

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）に基づき、人事院規則二一一四（人事院の職員の定員）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和八年四月八日

人事院総裁 川本裕子

人事院規則二一一四―一九

人事院規則二一一四（人事院の職員の定員）の一部を改正する人事院規則

人事院規則二一一四（人事院の職員の定員）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
人事院の職員（常勤を要しない職員を除く。以下同じ。）の定員は、六百二十四人（うち十二人は、国家公務員倫理審査会事務局の職員の定員と	人事院の職員（常勤を要しない職員を除く。以下同じ。）の定員は、六百十八人（うち十二人は、国家公務員倫理審査会事務局の職員の定員と

する。）とする。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則二―一四の規定は、令和八年四月一日から適用する。

する。）とする。